

和光市景観審議会委嘱式及び第 1 回和光市景観審議会

平成 2 2 年 1 0 月 1 日（金） 4 0 2 会議室

和光市景観審議会委嘱式及び第1回和光市景観審議会			
開催日	平成22年10月1日（金）	開会時間	14時00分
会場	市役所4階402会議室	閉会時間	16時00分
委員の出欠	出席	欠席	事務局
	中西 輝明 森田 彰 浪間 貞 金子 功 久保 ゆみ子 渡辺 佳雄		建設部長 新井 芳明 建設部 次長兼都市整備課長 牧野 里行 都市整備課 主幹 佐々木 一弘 副主幹 加藤 賢司 主任 黒田 繁
			傍聴者 7名
議案	(1) 和光市景観10選の選定について		

発言者	議 事
事務局	ただいまから、和光市景観審議会委員会委嘱式及び第1回審議会議を開催いたします。最初に、委嘱式を行います。それでは、市長から委嘱書の交付を行います。
	〈委嘱書の交付〉
事務局	次に、市長からごあいさつを申し上げます。
市長	本日は、お忙しいところ和光市景観審議会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。皆様には日頃から和光市政に対し、格段のご協力ご配慮いただきまして誠にありがとうございます。また、このたびは、和光市景観審議会の委員をお引き受けいただきありがとうございます。本市は、平成22年4月1日から景観法に基づく景観行政団体となり、和光市景観計画の適用を開始し、和光市景観条例を施行したところでございます。これに伴い、良好な景観を守り、育て、創り、そしてそれを次世代に継承していく景観づくりを進めるという目的を持って、和光市景観審議会を設置いたしました。これから、和光市の景観をより良くすることで、これが市民のまちを愛する心を育みますので、景観という観点から一歩抜きん出ていくことが、これからのまちの発展には重要になってくると考えておりますので、皆様のお力をいただきたいと思います。もう一つ、私からお願いを申し上げたいことがあるのですが、本日は、和光市景観10選をお選びいただくということが審議の内容になっておりますが、和光市は景観が良くて観光に来るといのがなかなか難しかったので、市民も和

光市内を見て回ろうという意識が低かったと思います。今回、景観10選を選ぶことによって、和光市にはこういった素晴らしい景色がある、あるいは、今までまちの歴史の中でこういう景観があるということを、しっかりと私たちとしてもアピールしていきたいと思っています。また、それを踏まえてどういう景観行政を育んでいくのか、そして創っていくのかについて皆様方にはご発言していただきたいと思っています。何とぞ忌憚のないご審議をお願いいたします。

事務局

これをもちまして委嘱式を終了いたします。市長におきましては、このあと所用がございますので、申し訳ありませんが、ここで退席させていただきます。

〈市長退席〉

事務局

続きまして、第1回和光市景観審議会を開催いたします。本日の審議会は、和光市景観条例施行規則第36条第5項の規定により委員の半数以上が出席されておりますので、審議会は成立いたしております。議事に入る前に、委員の皆様のご紹介をさせていただきますと存じます。誠に恐縮ではございますが、自己紹介ということでお願いいたします。名簿順ということで、中西輝明さんからお願いいたします。

〈委員紹介〉

事務局

続きまして事務局の職員の紹介をさせていただきます。

〈事務局紹介〉

事務局

それでは、議事に入ります。和光市景観審議会は、和光市景観条例施行規則第36条第4項により会長が議長を務めることとなっております。しかし、本日が第1回目でございますので、会長、副会長が空席であります。会長が選出されるまでの間、建設部長が進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

建設部長

会長・副会長が空席とのことですので、会長が選出されるまで議事の進行役を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。まずは、会長の選出をお願いしたいと存じます。和光市景観条例施行規則第36条第1項では、会長は委員の互選により定められるものとされておりますので、選出をよろしくお願いいたします。どなたか立候補される方はいらっしゃいますか。

中西委員

事務局で誰か推薦したいという候補はいないのですか。

建設部長

事務局の方で何か案はありますか。

事務局

事務局といたしましては、埼玉県並びに県内の市におきまして都市計画審議会、景観審議会の委員としてご活躍された実績をお持ちでいらっしゃいます森田委員にその経験を活かし会長をお引き受けいただければありがたいと考えております。

建設部長

ただいま、事務局の方から森田委員を会長にという話がありましたが、皆様どうでしょうか。

委員一同

異議なし。

建設部長

それでは、和光市景観審議会の会長は、森田委員にお願いすることと決しました。まず、最初に会長からごあいさつをお願いいたします。

森田会長	それでは、皆様からご賛同いただきましたので、会長を務めさせていただきたいと思います。先ほど市長から話が有りましたが、和光市景観計画が昨年の12月に定められまして、今年の4月から景観行政団体になったと聞いております。景観行政団体につきまして調べたところ全国で459団体ということになっております。 埼玉県に目を向けてみますと40市あるのですが、和光市を含めまして14市しか景観行政団体になっていないという状況でございまして、先ほど市長から話しがありましたとおり、景観という切り口でまちおこしをするのは、非常に良いことだという印象を受けております。また、和光市におかれましては、第四次和光市総合振興計画をまとめていると聞いておりまして、その基本目標の中の一つにも景観の推進というものが位置づけられていると伺っています。そのような状況の中で景観計画等検討委員会の委員でございました浪間委員、渡辺委員のご両名が引き続き今回の景観審議会の委員としてご参加いただけるということで大変ありがたく思っているところであります。私事でございますが、以前少し景観に関わった経緯があります。まだ分からないこともあり未熟者であります。会長として力いっぱい取り組んでまいりたいと思いますので、今後とも各委員さんのご指導ご協力をお願い申し上げます。
建設部長	それでは、ここで5分間の休憩といたします。再開後の進行につきましては、森田会長に交代いたしますのでよろしくお願いいたします。 〈建設部長退席〉 〈会議の再開〉
森田会長	会議を再開します。それでは、和光市景観審議会の副会長の選出を行います。和光市景観条例施行規則第36条第1項では、副会長は委員の互選により定められるものとされておりますので、選出をよろしくお願いいたします。自薦他薦問いませんので、いかがでしょうか。もしないようでしたら、事務局から提案いただくということでしょうか。
事務局	会長職は学識経験を有する方である森田委員になっていただいたので、副会長職は関係団体を代表する浪間委員か金子委員もしくは公募による市民の委員である久保委員か渡辺委員のどちらかの区分の方からなっていいただければと考えております。 〈協議の結果、金子委員に決定〉
森田会長	それでは、和光市景観審議会の副会長は、金子委員にお願いすることと決しました。副会長からごあいさついただきたいと思います。
金子副会長	副会長に選出されました金子と申します。私は、仕事柄、市内の建築物を見る機会も多いのですが、なかなか景観をよくするというのは難しい部分もあると思います。しかし、和光市景観審議会や和光市景観10選を通して和光市の景観を少しでもよくできればと考えております。よろしくお願いいたします。
森田会長	それでは、次第に従いまして、会議の運営についての議事に入ります。会議運営上の事務的な事項について、事務局から説明願います。

事務局	和光市景観審議会の運営につきまして、本日、協議していただきたい事項がございますので、説明させていただきます。まず第一に、会議録に関することについてでございます。会議録の記録方法につきましては、条例、要綱等には特に規定されておられません。市民参加条例第 12 条の審議会等手続の運用で、「審議会等で会議の全部を記録することとした場合を除き、原則として、要点を記録することにより作成するものとします。」としております。また、情報公開条例第 24 条の附属機関等の会議の公開の運用で「会議録は、附属機関等で会議の全部を記録することとした場合を除き、原則として、要点を記録することにより作成する。」としております。特にご意見がなければ、要点記録とさせていただきたいと考えております。また、発言者の氏名につきましては、会議録に表記させていただきたいと考えております。また、事務局で会議録を作成後、各委員に発言内容等の確認をさせていただき、各委員の了承をいただいた後、会議録を公表してまいりたいと考えております。なお、皆様の発言は、念のために録音させていただきますが、会議録の作成後に消去することで対応させていただきたいと考えております。会議録の取扱いにつきまして、これでよろしいか決定していただきたいと存じます。
森田会長	事務局の方から会議の運営に関する説明がありました。ただいまの説明に対して、ご質疑はありますか。
中西委員	会議録は本人承諾の上、公開するという流れですね。要点記録と会議録を二つ作成するのですか。要点記録は速記みたいなもので出して本人確認が不要で、会議録は本人承諾してもらって公表するということですか。
事務局	会議録を要点で作成させていただくということです。要点で作成し会議録の公表の際にご本人の趣旨に沿った要点になっているか確認をいただいた後に公表させていただきます。
森田会長	それでは、会議の運営について確認させていただきます。会議録については、第一に会議の記録方法は要点記録にするということでよろしいでしょうか。
委員一同	異議なし。
森田会長	第二点目に発言者の氏名は、表記するということがよろしいでしょうか。第三点目ですが、会議録の作成及び公表については、会議録は事務局で作成後に各委員に確認を求め、確認後に公表するということがよろしいでしょうか。
委員一同	異議なし。
事務局	次に会議の公開及び傍聴要領に関することでございます。会議の公開は市民参加条例第 12 条及び情報公開条例第 24 条におきまして、原則公開となっておりますので、会議の傍聴につきまして、ご承諾をいただきたいと考えております。また、審議会の円滑な運営を行うために傍聴要領を制定したいと考えております。既に委員の皆様へ配付してあります和光市景観審議会傍聴要領の案を和光市景観審議会傍聴要領として制定したいので、ご承諾をいただきたいと考えております。

森田会長	先ほど、言い忘れてしまったのですが録音については、会議録作成のために念のため録音させていただくことを付け加えさせていただきます。それでは、ただいま、事務局から説明のありました会議の公開及び傍聴についてでございますが、第一に会議の公開についてですが、会議は原則公開となっておりますので、会議の傍聴については、認めるということでよろしいでしょうか。
委員一同	異議なし。
森田会長	次に、傍聴要領についてですが、既に委員の皆様へ配付してある和光市景観審議会傍聴要領の案を和光市景観審議会傍聴要領として制定してよろしいですか。
委員一同	異議なし。
森田会長	それでは、本日の審議会には傍聴の希望がございますので、傍聴者を入室させてよろしいでしょうか。
委員一同	〈異議なし。〉 〈会議の再開〉
森田会長	それでは、議題に入りたいと思います。本日の議題は、和光市景観10選の選定についてでございます。事務局から説明願います。
事務局	それでは、和光市景観10選の選定についてご説明いたします。この和光市景観10選は、今年度から和光市が景観行政団体になったこともあり、和光市の優れた景観を広く知っていただくために実施したものでございます。和光市内の風景、まちなみ、建築物等の中から魅力とを感じる景観、今後に残したいと思う景観を募集の対象として募集を行ったもので、応募作品の中から10点を和光市景観10選として選考するに当たり、当審議会でご審議いただくものでございます。なお、この募集は平成22年7月1日から9月15日まで行い、応募方法としてタイトルやこの景観を選んだ理由などを記入していただき、カラー写真を添付して提出していただきました。また、応募用紙は市役所都市整備課窓口、各公民館、各出張所、図書館で配布し和光市ホームページからもダウンロードできるようにして、広く周知して行っております。応募期間中に、47作品の応募があり、この中から10点を和光市景観10選として選出して、平成23年1月頃に広報及びホームページにて公表する予定です。なお、選出された10点は、市作成のホームページ、パンフレット等に使用するなど市の情報発信源として活用してまいりたいと考えております。委員の皆様には、既にこの47作品を事前にご覧いただき、各委員によって10点を選出していただいた結果を基に、お手元の集計表を作成いたしました。この集計表を参考にして、意見交換、議論をしていただき、10点を選出していただきますよう、よろしくお願いいたします。なお、本日追加資料としまして、応募47作品の位置図をお手元に配付いたしましたので、参考にしていただければと思います。
森田会長	確認をさせていただきます。この集計表は、各委員さん全員が投票された結果、作成した集計表ということでよろしいでしょうか。各得点欄をご覧になっていただくと

分かりますとおりの点数がばらけているという結果になっていますが、いずれにしてもこの中から10選をご選定いただくということでございますので、選定の方法につきましてご意見、ご質問等があればお願いいたします。

渡辺委員

事前に配付していただいた資料を見まして、事務局にはメールで意見を提案させていただいたのですが、一つは総数として47点あるのですが、内容的には類似の場所があるので、本当にこれだけでいいのかという問いを事務局にしています。その理由として同じ場所の部類がいくつかあるというのもそうなのですが、今日付けていただいた位置図を見ると分かるのですが、市内で特徴的なものが挙げられているのは分かりますが、場所としてまんべんなく捉えられていないということがあります。もう一つは、今回の審議が景観審議会という中で話しをするのであれば、今年の4月に施行された和光市景観計画の中身とすり合わせる必要があるのではないかと思います。景観計画の中で和光市全体を幾つかの区域に分類して、あるべき地域のイメージ図を出しているの、それぞれの場所についての景観イメージに即したものがあるのではないかと思います。その意味では、もう少し今回応募されたものからプラスアルファという考え方があっても良いのではないかと思います。それから、市民の方々が出された47作品の写真があるのですが、今回選ぶのが写真なのか場所なのかははっきりしていません。良い写真はあるのですが、写真を選ぶのか場所の景観を選ぶのか、どちらの視点で選ぶかで景観10選の内容が違ってくるものになると思うので、具体的に中身を審議する前に審議会としてご検討いただければと思います。

中西委員

私の考え方は、少し違っています。和光市では、今回初めて景観10選というものを試みているのだと思いますが、これによって和光市には素晴らしい景観があるということを知覚する一つの大きな狙いがあると思います。例えば、宮崎県庁前にある3本のフェニックスが植えられていて観光スポットになっていますが、それと同じようにまずは和光市に素晴らしい景観があるということを知っていただくことが大事であって、景観計画との整合までという考え方を広げてしまうと、どの応募作品が良い景観なのかどうか分からなくなってしまうと思います。私が申し上げたいのは、目的をかなり絞ってやらないとまとまりがなくなってしまうのではないかと思います。繰り返しますが、先ほど事務局から話しがありましたが、和光のシンボリックなものを創って和光市の広報に載せて啓発するなど、目的を絞った方が成功するのではないかと思います。

浪間委員

写真を拝見させていただくと、私個人としてはまちなみの写真を中心に整理する感じになってしまったので、各委員の選定の考え方がバラバラにならないように10点を決めるのに、何に重点をおくか決めてから選んだ方が良いと思います。

森田会長

景観10選の選定方法の根本的な話しがありましたが、渡辺委員からは、類似の場所も多く、場所がまんべんなく捉えられていないということと、今回の応募作品は景観計画の内容に即していないものがあるというご意見をいただきました。また、中西委

員、浪間委員からは、景観10選は初めての取り組みなので考え方の範囲を広げないで目的を絞ってシンボリックな景観を選んだ方がいいというご意見がありました。そこで事務局にお伺いしたいのですが、景観10選の募集をかけた時の考え方を教えてくださいませんか。

事務局

和光市が、今年の4月から景観行政団体になったということで、啓発的な意味も含めて和光市内で魅力とを感じる景観、今後に残したいと思う景観を対象に募集しました。和光市内で歴史、文化の保全、水やみどりに調和するなど良好な景観を形成している建築物や工作物、まちなみ等これらと思う景観を応募してくださいということで、お子さんから年齢を一切制限しないで幅広く応募いたしました。

森田会長

今、事務局からご説明ありましたが、募集をした時の趣旨からすると、渡辺委員から先ほどご質問があったような景観計画を対象としたような募集をしていないということですね。

渡辺委員

景観審議会で10選を選ぶのは、人気投票になるのではないかと思います。景観計画ができた上での景観審議会での10選を選ぶわけですから景観計画に即した選定というのが大きなポイントだと思います。明らかに選ぶ目的は誇るべき場所だと思います。あくまで場所であって良い写真を選ぶという意味ではないと思っていますので、どういう形で選ぶにしても写真を選ぶものではないというのが、私の考えです。

中西委員

先ほど事務局から話がありましたが、今回の景観10選は景観に対する関心を高める、啓発を高めるというのが趣旨なわけですから、景観計画を全て網羅することは難しいので、まずは今回の景観10選で和光市のシンボルになるようなものを選んでいくことがよいと思います。

森田会長

意見が二つ出ていますが、今回初めての審議会ということと、応募するにあたって特に制限をかけていなかったということなので、今回の選定につきましては、先ほど渡辺委員から景観計画との整合という重要な視点からの意見をいただきましたが、まず景観10選でシンボリックなものを選定したということをPRして、それを糧に景観計画の理解をさらに深めていただき、和光市を更に景観に優れたまちにしていくという、一つのきっかけにできれば良いのではないかと考えます。ですので、渡辺委員の意見につきましては、今後検討していくということで理解していただけますでしょうか。

渡辺委員

今日、位置図が配られていますが、これを見ると和光市の中で特徴的な景観という意味合いで挙げられている場所は、割と景観計画で位置づけられているゾーニングができると思います。それぞれの場所が写真で特徴的な要素がある内容になっていると思います。ここに景観10選の得点表がありますが、その前段としてそれぞれのゾーンを作っておいて、そこがどういう意味合いの場所なのか共通理解をしておいた方がよいと思います。

森田会長

応募されている場所を見て各委員さんに前もって10点を選出していただきました

が、今回の応募につきましては、こういうところに関心があったということで応募されていると思いますし、景観計画とのゾーニングとの整合性までは求めないでも良いのかと思います。

事務局

応募いただいた47作品を写真で選ぶのか、場所で選ぶのかという議論をしていただきましたが、どの辺りの場所に着眼して応募されたか分かるように本日、47作品の場所が分かる位置図を配付させていただきました。その中で特徴的なものとしまして、応募作品番号4番、10番、15番、29番、30番、9番、3番、11番、13番と、この辺が集中しているのは、旧白子宿という宿場があったのですが、その名残がある熊野神社ですとか佐和屋さん、大坂ふれあいの森というような建築物や自然がそのまま残っているようなところが集中しています。それと16番、21番、22番、36番は和光樹林公園の中と外周道路を撮ったものがございます。それから特徴的なのは、位置図上で5番から南下して19番までの範囲も集中していますが、これは越戸川という河川がございまして、その河川沿いの里山ですとか親水公園などの自然が残っていて、これに集中している形となっております。それと24番、32番、39番は幸魂大橋に関する作品になりますが、この中には和光市と戸田市の行政界に位置しているものもあります。この辺の判断は審議会の判断もあると思いますが、幸魂大橋に関する作品も集中しております。

森田会長

景観計画の内容について、今年の4月から施行されていますが、行政として市民に対するPRとして広報に載せたり、説明会の地元対応の時に資料を配付するなど、何かされていますか。

事務局

景観計画が策定された時にこういう形で決まりましたと広報に載せまして、それ以降は景観計画に関する概要版のパンフレットを窓口で配付しております。

中西委員

質問ですが、10選を選ぶ基準として自然を景色としてのカテゴリーに入れるか、もう一つは歴史的文化的な価値を見いだすものに入れるか、そういう分類にすればもっと絞れると思うのですが、どうですか。

事務局

景観を杓子定規に建物だけに限るとか、自然の景色だけに限るとするのはなかなか難しい部分があります。

中西委員

単純に47作品の中から良いものを選ぶ方法もありますが、分類として景色や歴史的文化的な価値があるものなど、もしくは地域性など選ぶ際の基準みたいなものを決めた方が47作品から10点を選定しやすくなると思うのですが、難しいですか。

事務局

募集したときの趣旨である、今後に残したい景観が建物なのか地域性なのかということは、議論の対象になると思いますが、今後に残したい景観というものが着眼点になると思います。

中西委員

今、下町でスカイツリーが話題になっていますが、あのようにならされている景観もあるわけですね。和光市にはそういう景観はありますか。

事務局

象徴的な建物が有るのかないのかと言われますと、誰もが知っている建物はないと

思います。

森田会長

先ほどから話しがありますが、選ぶ基準が決まっていないというのは悩ましいところですが、今日の議論をいただくのは景観10選の募集をかけて、その結果として47点あって、事前に委員の皆様には47点を見ていただいて10点を選んでいただいているということですよ。そのような中で渡辺委員、中西委員からご意見をいただきましたが、その中でどういった方法で10点を選んでいくかということですが、景観10選の募集要領の中で魅力とを感じる景観、今後に残したいと思う景観ということで風景、まちなみ、建物ということで募集していますので、こういう視点で分類して、分類ごとに作品を選ぶ方法は、どうでしょうか。地域性や景観計画との整合とは少し離れてしまっていますが、募集要領では景観計画との視点までは求めていないということもありますので、今回の10点を選ぶに際しては、募集要領に沿った形で選ぶということが、応募いただいた方に対する我々の務めではないでしょうか。

中西委員

市民の方々から応募された47作品を基にして、ここにいる委員が投票して点数が高いものを決めるということですよ。例えば、ここに各委員によって10点を選出していただいた結果を基に作成された得点表がありますが、5点のものが1つ、4点のものが1つ、3点のものが7つということで3点以上のものが9つあるわけですよ。多数決で決めてしまうと、これでお決まりですとなってしまうわけですよ。私が言いたいのは、これでいいのですかということなのです。私が申し上げたいのは、今、森田会長が言われたことを根底から覆すものではないですが、もう少し工夫が必要ではないですかということなのです。その中の一つとして和光のシンボリックな景観が必要かと考えます。

久保委員

私が事前に10点を選ぶ時に、同じ場所が重複している作品は、どちらを選ぶか悩んだのですが、結局応募用紙に詳しく書いてある方を選んだ経緯があります。委員の皆さんが選んだ作品が多いところとして熊野神社ですとか、越戸川ですとか、樹林公園のところがありますが、委員の皆様が多く選んだところは優先して選ぶべきではないでしょうか。

中西委員

応募作品は、自然が多いですよ。桜もありますが、咲いていて綺麗な時は良いですが、散った後はどうするか気になります。そういう自然を対象にしたものは、そういうところまで考えてしまうと、まとまりがなくなってしまうのですが、願わくば皆さんが選んで重なった地域ですとか、写真で見ると違っていても同じ地域の場合は、そこは、同一の場所として整理していくとか、そういう工夫が必要ではないでしょうか。

浪間委員

私は和光市に70年住んでいますが、応募された47作品の場所を全て知っているわけではありません。なので、事前に10点を選ぶ時には写真を見て選びました。写真を見て素晴らしい景色は残していきたいと思ったものを中心に選んだ経緯があります。皆さんも事前に10点を選ぶ際には、それぞれの考えを持って選んだと思いますが、審議会として10点を決める際は、何か一つ選ぶ基準を設けないとなかなかうま

く選べなくなってしまうと思います。そうしないと見方によっては、色々な解釈が生まれてしまうと思います。10選を選出するのは、委員さんに任されているわけですから、限られた時間の中で10選を決めるわけですから、基準を決めないとなかなか選べないと思います。

森田会長

色々と意見をいただいておりますが、選定する難しさが分かりました。どのように選定していくかということになりますが、各委員さんからご指摘のとおり同じような場所や地域が結構ありまして、その中で建物やまちなみという切り口にしたときに、どういうものがどれくらいあって、どの様に分布しているかも選定する上で重要だと思います。更に選定されたものが地図上で散策できるようなルートになっていれば良いと思います。今の様な切り口で、作品を分類できないもののでしょうか。この作品番号は、応募された順番になっているのですよね。

渡辺委員

これは、今日決めなければいけないのですか。

森田会長

審議会の通知には、景観10選の選定となっていますので結論は出したいと思っております。

金子副会長

10選を選定して、いずれは公表するのですよね。白子宿などたくさん出ているところは、白子宿として写真をまとめて公表するかなど、公表の仕方をどうするのか決める必要があると思います。

事務局

今回の景観10選は、写真を選ぶというものではありませんので、例えば対象となる熊野神社はたくさんの応募がありましたが、審議会として熊野神社を景観10選に選定した場合、その対象となる熊野神社を応募された方は全員、景観10選に選定するという事で事務局としては考えております。

森田会長

そうしますと、3名から応募があった同じ場所が、景観10選に選定された場合は、3名とも入選ということですね。

事務局

はい。例えば、一つの建物に対して応募が5名あって、それが10選に選ばれれば、選ばれた対象の建物は1点ですが、5名の方々が入選するという考えです。

森田会長

選定の方法について、事務局から説明がありましたが、私たちが事前に10点を選んでいる時は、1点1点で10選を選んでいった部分もあると思います。

事務局

47作品の応募があったものを直に皆さんにお示するというスタイルをとったものですが、あくまで選ぶものは後世に残したい景観ですので、写真を残すのではなく場所を選ぶものだと思っています。例えば、同じくくりで考えますと佐和屋さんの建物は3名の方が応募されており、熊野神社は5名の応募があります。また幸魂大橋からの景観が3名の方から応募がありますが、これも同じくくりになります。また新倉1丁目から撮影した里山や新倉5丁目の聖イエス教会のイルミネーションということで2名の方が応募されていますが、これも同じくくりになります。また樹林公園の中で3名の方から応募がありますが、これも同じくくりになります。

森田会長

それらの、くくりを点数で確定するとどんな感じになりますか。各委員さんから既

に選んでいただいている得点表を基に集計してみたいかがでしょうか。そうすれば、その集計を見ていただいて、まちなみ、建物、風景などバランス的にどうかも分かると思います。

中西委員

指定地域の話しになったときにどうするのでしょうか。ここからここまでを景観として指定しますという話しになった場合に、例えばここからここまで熊野神社として指定しますという話しにもなると思います。また、白子宿の斜面林などは、範囲をあいまいにした方がいいのか、きちっと線を引いた方がいいのかなど、なかなか杓子定規にいかない場合もあると思います。

事務局

はっきりと固定されている物として建築物であれば限定しやすいと思いますが、地域ということで斜面林などの場合は、範囲指定はなかなか難しいものになると思います。

中西委員

写真でしか見ていないので、現地を見るのがいいかもしれませんね。

渡辺委員

景観ですので単体というか物ではないと思います。物も含めた周りの風景を含めた景色が景観ですから、仮に熊野神社が選ばれても境内など周りの風景がないと景観の評価にはならないと思うので、あいまいなものになってしまうと考えます。

中西委員

景観法では、樹木の指定がありますよね。その場合は樹木自体を指定するわけですよね。

渡辺委員

樹木でも千年経った樹木が、景観的に良いかといったらそうではないのですよね。

中西委員

古いからというのではなく、歴史的、文化的な価値を見い出せば指定できるわけですね。

事務局

今、委員の皆様事前に選んでいただいた10点を基に作成した得点表で、委員の皆様がどのくらい評価されたかを見てみますと、3得点以上の作品が9つあります。例えば、景観計画の上では歴史文化の拠点という一つの範囲に入っている白子宿のところで熊野神社のくくりになるものは、作品番号で4番、10番、15番、29番、30番と5作品ありまして、各委員さんの点数を足すと6得点になります。9番の大坂ふれあいの森については、重複しないでこの一作品だけで5得点入っています。また、3番、11番、13番の作品は、旧街道にあった佐和屋さんという建築物になりますが、合計すると5得点になります。これらの3箇所が合計5得点以上になります。また、作品番号5番の越戸川・赤池親水公園は、単独で4得点になります。また18番の長泉酒造跡地の煙突が単独で3得点取っています。それと38番、42番の新倉ふるさと古民家園に関するものが、3得点取っています。それと24番、32番、39番の幸魂大橋に関わるものが、3作品の合計で3得点取っています。それと31番の春の越後山という白子川沿いの風景を撮った作品が単独で3得点取っています。また、7番の新河岸川・新倉河岸跡の水辺の景観と21番のみどりの木かげ道がそれぞれ単独で3得点ずつ取っています。以上の10箇所が、各委員さんの評価を合計した中で3得点以上になりまして、ちょうど10点そろそろ形にはなっています。

久保委員 事務局	今回、１０選を選んでその後は、どうなるのですか。 今回選んでいただいた１０選については、来年の１月頃に広報、ホームページにて公表する予定でいます。それと、その後の１０選のＰＲについては検討中でございます。
久保委員	選ばれた１０選は広報等に載せてＰＲして、その後の取扱いについてはこの先に考えるということですか。
森田会長 久保委員	応募の募集要領を見るとそういうことですね。 良い景観をＰＲするのも分かりますが、私の希望としてはまち全体の景観が良くなってほしいと考えていますので、むしろ汚いところを綺麗にしてほしいです。ですので、そういうことに繋がるような景観１０選の活用をしていただきたいと思います。
森田会長	非常に大切なことだと思います。景観１０選を広報やホームページで公表した後に、これをどのように活用して和光市の景観を向上させていくかが課題かと思います。それでは、戻りますが各委員さんが事前に選んだ１０点を集計していただきましたが、多くの得点をいただいた場所が、結果的に片寄らずにある程度の場所がばらけているという感じを受けております。先ほど事務局から説明があった３得点以上の場所がちょうど１０点そろっていましたが、仮にこれらを１０選として選んだ場合、番号でいうとどれとどれになるのでしょうか。
事務局	得点の多い順番から言いますと４番、１０番、１５番、２９番、３０番、これについては、同一の熊野神社を中心とした景観を捉えているということで合計６得点になります。それと９番ですが、これについては大坂ふれあいの森という景観を捉えていまして単体で５得点取っています。３番、１１番、１３番については、佐和屋さんという旧家の景観を捉えていまして、合計で５得点になります。次が、５番ですが、これは越戸川、赤池親水公園の景観を捉えていまして単体で４得点取っています。次に７番と４０番ですが、これは新河岸川と新倉河岸跡の水辺の景観を捉えていまして合計で４得点取っています。次が２４番、３２番、３９番ですが、これは幸魂大橋の景観を捉えていまして合計で３得点取っています。それと１８番ですが、これは長泉酒造跡地の煙突の景観を捉えていまして単体で３得点取っています。それと３８番、４２番ですが、これは古民家という景観を捉えていまして合計で３得点取っています。それと２１番のみどりの木かげ道ですが、これは樹林公園の外周道路の桜並木の景観を捉えていまして単体で３得点取っております。それと３１番の春の越後山ですが、これは白子川沿いを捉えた景観ですが、こちらも単体で３得点取っています。以上の１０箇所が過半数の３得点以上を取得している景観になります。
森田会長 事務局	位置図で見るとどのような感じになりますか。 地域性で申し上げますと新倉、下新倉、白子、南、広沢が入った形になります。中央、丸山台、本町は入っていませんが、これは元々応募自体が本田技研くらいしかな

かったというのもあります。しかし和光市全体で見ますと満遍なく散らばっていると思います。

森田会長

何となく感覚論で言わしていただきますと、ジャンル別に建物とか自然で分けたときにかたよりはないですか。

事務局

建物の代表格ですと佐和屋さんと古民家になるかと思います。自然ですと越戸川や新河岸川周辺のものや熊野神社周辺のものも含めた景観が選ばれていると思います。また地域性で見てもかたよった形にはなっていないのではないかと思います。募集対象の中のまちなみについては、今回応募があまりなかったということで、風景と建物が中心であったのは否めないです。付け加えさせていただきますと、先ほど渡辺委員が景観計画との整合の話をしていましたが、景観計画の中に景観の拠点として景観軸というものが決められていまして、越戸川、白子川、新河岸川については、河川景観軸という形で捉えています。それと白子宿については、歴史文化の拠点になっております。また、樹林公園に関連する緑の木かげ道については、緑の拠点という形で捉えております。中心市街地景観の拠点については抜けているのですが、これは先ほど申し上げましたがまちなみ自体の応募が少なかったというのが要因になっております。ただ、全体的に見ますとこの景観計画の中の景観軸、景観拠点の形成を捉えたものが選定されているのではないかと思います。

森田会長

景観計画の中で景観軸と景観拠点がありますが、景観軸の中で選ばれていないものが駅前通り景観軸と住宅地景観軸で、景観拠点の中で選ばれていないものは中心市街地景観の拠点ということですね。選ばれていないものについては、応募が圧倒的に少なかったということですね。

事務局

そのとおりです。

森田会長

結論から申し上げますと、委員さんから選んでいただいた作品を集計して得点にしたところジャンルの見て建物、自然とうまいバランスで分かれていて、また地域バランス的にも問題ないということ、渡辺委員がおっしゃっていた景観計画との整合についても、景観軸と景観拠点に位置づけのある場所は捉えられていると思います。今日は急いで申し訳ないのですが、本日10選を選ぶということもありますし、集計した結果、募集要項に沿った選定になっていると思います。今回初めての審議会ということもありまして、事務局側に対する注文、我々委員が持っている考え方など完全にまとまった形になっていないかもしれませんが、今日の最大のテーマであります10選の選定につきましては、合計の得点の高いものを建築物、自然、地域性、景観計画の景観軸、景観拠点の観点から照らし合わせた結果、ちょうど10選ということになりますので、これらを和光市景観10選として選出してよろしいでしょうか。

委員一同

〈異議なし。〉

森田会長

それでは、全員賛成ということで、以上の10点を和光市景観10選として選出いたします。今日、初めての審議会でしたが、景観に対する各委員さんの考えをお持ち

だと思しますので、何か不明な点があれば事務局に聞いていただくなりして、次回の審議会にあたりましては実りあるものにしていただければと思います。それでは、長い間ご協議ありがとうございました。本日の議事は終了いたします。これをもちまして和光市景観審議会を終了いたします。